

第7 外国人住民の投票資格及び請求資格

基本的な考え方

- 1 外国人住民を含めて住民投票の権利の対象者とする。
- 2 住民投票の権利の対象者となる外国人住民の範囲は、特別永住者及び永住者の在留資格をもって在留する者とする。
- 3 住民投票の投票資格を有する外国人住民の年齢要件及び住所要件等は、日本人住民の場合と同様とする。

市民検討懇話会での議論・検討内容

1 外国人住民を含めて住民投票の権利の対象者とする理由

日本人住民と同様に外国人住民についても市との関わりにおいてまちづくりに関係する存在であることから、まちづくりに参加することができる。

また、地方自治法第10条では、市町村の区域内に住所を有する者を当該市町村の「住民」としており、外国人住民もこの中に含まれる。これは、市町村の区域内に生活の本拠である住所を有する者を「住民」とするという考え方であり、国籍の如何を問うものではないことによる。

また、本市における外国人住民の人口を考えた場合、大きな外国人住民のコミュニティを抱えているような特段の事情は見当たらない。

そのため、外国人住民を含めて住民投票の権利の対象者とする。

2 住民投票の権利の対象者となる外国人住民の範囲等

(1) 住民投票の権利の対象者となる外国人住民の範囲

住民投票の対象とされる特定の事項について正確に判断して自らの意思を表明するためには、一定程度の日本語の理解、社会の仕組み、文化、政治制度等の知識を身につけ、本市と特段に緊密な関係を持つに至った外国人住民を対象とする必要がある。

その上で、住民投票の実施に当たっては、住民自身に自分のまちの将来を考えるという強い気持ちが求められることとなる。外国人住民の範囲については、今後も長期的に本市に居住する意思があるのかどうかという心理的な関わりを視野に入れて考える必要がある。

特別永住者及び永住者の在留資格をもって在留する者については、一般的に長期間にわたり居住の事実があるものと推定される。そのため、これらの者については、住民投票において意思を反映させる必要があると考えられる。

また、本市の外国人住民については、留学生を除くと、特別永住者、永住者の在留資格をもって在留する者が大半である。そのため、現時点においては、今後も継続して本市に居住する蓋然性が高いと考えられる特別永住者及び永住者の在留資格をもって在留する

者に限り、住民投票の権利の対象者とするのが望ましい。

住民投票の権利の対象者となる外国人住民

日本国籍を有しない者であって、次のいずれかに該当する者を対象とする。

- ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 住民投票の投票資格を有する外国人住民の年齢要件及び住所要件

住民投票の投票資格を有する外国人住民の年齢要件及び住所要件については、日本人住民の場合と同様に「満18歳以上」を基本とし、「引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有する者であること」とする。

(3) 外国人住民の投票資格と請求資格との関係

住民投票における投票資格と請求資格の対象となる者の範囲については、特段、これを外国人住民の場合において異なるものとするに合理的な理由はない。そのため、外国人住民についても、住民投票の投票資格を有する者は、住民投票の請求資格についても有することとする。

(4) 外国人住民の投票資格者名簿への登録方法

住民基本台帳に記録されている基本事項は、地方公共団体の住民に関する事務処理の基本として「住民の利便の増進」や「行政の合理化に資する」ため、他の事務への利用をあらかじめ想定しているものである。そのため、外国人住民の投票資格者名簿への登録についても、住民基本台帳に記録されている外国人住民の個人情報を利用することが可能である。

観光目的などの短期滞在者等を除き適法に3か月を超えて在留する外国人であって、住所を有する外国人住民については、基本的に住民基本台帳に記録されている。そのため、外国人住民についても、日本人住民の場合と同様に、地方公共団体の住民に関する事務として住民基本台帳から住民投票の投票資格を有する者を抽出し、投票資格者名簿に登録することとする。